

令和元年第3回市議会（定例会）
付 議 案 件 繼

(その2)

堺市議会

目 次

頁

議員提出議案第14号	大都市制度・広域行政調査特別委員会の設置等について…	3
議員提出議案第15号	世界遺産と魅力的なまちづくり調査特別委員会の設置等について……………	4
議員提出議案第16号	育ちと学び応援施策調査特別委員会の設置等について…	5
議員提出議案第17号	強靭でしなやかな社会実現調査特別委員会の設置等について……………	6

令和元年5月22日

堺市議会議長
三宅達也様

提出者

堺市議會議員

同 同

平文子 也人 一己 司一 太男子 匡子 延一 史文 盛三 一利 文惠 美子
慎貴 載伸 勝晃 知泰 慎良 昌優 京浩 太克 敏文 昭正 敏文
藤野 井野 田森 小上 森西 札的 信池 木石 西上 池米 野西 芝裏 吉乾

堺市議會議員

同 同

栄司 一一志子 二浩樹 平治史 次子 史也 彰樹 子二夫子 守英
美充 米新 猛幸 精幸 征良 耕哲 清泰 貴達 成秀 典健 和恵 俊
田野 江田 上本 丸谷 川西 堀谷 関宅 上尻口 林渕 本川
龍上 白広 渕藤 伊豆 豆谷 黒西 大西 小石 井三 水池 山大 田宮 吉長 谷川

議案の提出について

下記の議案を別紙のとおり、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

記

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 議員提出議案第14号 | 大都市制度・広域行政調査特別委員会の設置等について |
| 議員提出議案第15号 | 世界遺産と魅力的なまちづくり調査特別委員会の設置等について |
| 議員提出議案第16号 | 育ちと学び応援施策調査特別委員会の設置等について |
| 議員提出議案第17号 | 強靭でしなやかな社会実現調査特別委員会の設置等について |

理由

地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定により、本市議会に特別委員会を設置等するために、本議案を提案するものである。

大都市制度・広域行政調査特別委員会の設置等について

1. 本市議会に、地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、大都市制度・広域行政調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、大都市行政の実態に対応する行財政制度、地方創生を促進する地方自治制度及び区役所のあり方を含めた都市制度並びに関西広域連合をはじめとする広域行政に関する施策等について調査審議することを目的とする。
3. 委員会の委員の定数は12人とする。
4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。

世界遺産と魅力的なまちづくり調査特別委員会の設置等について

1. 本市議会に、地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、世界遺産と魅力的なまちづくり調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録が確定的なものとなったことを受け、文化、観光、産業振興、シティプロモーション等、関連する分野を総点検するとともに、これを本市の飛躍の機会と捉え、中心市街地の活性化や泉北ニュータウンの再生をはじめとする都心地域のまちづくり並びに都心交通のあり方などについて調査審議することを目的とする。
3. 委員会の委員の定数は12人とする。
4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。

育ちと学び応援施策調査特別委員会の設置等について

1. 本市議会に、地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、育ちと学び応援施策調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、人口減少が進み、子どもを取り巻く環境が複雑に変化する中、児童虐待の撲滅、相対的貧困への対応、地域社会との連携、学校園内外での安全対策等、堺市全体で子どもの健やかな育ちと学びを支えていくための具体的な取り組みについて調査審議することを目的とする。
3. 委員会の委員の定数は12人とする。
4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続して行うものとする。

強靭でしなやかな社会実現調査特別委員会の設置等について

1. 本市議会に、地方自治法第109条第1項及び堺市議会委員会条例第5条の規定に基づき、
強靭でしなやかな社会実現調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
2. 委員会は、SDGs未来都市として認定された本市として、大規模自然災害に対応する防災
能力の総合的な向上や、男女共同参画の推進、地域包括支援の充実等、喫緊に取り組まねばな
らない政策課題の方向性について本市の重点施策が、持続可能で誰一人取り残さない理念に沿
ったものとなるよう調査審議することを目的とする。
3. 委員会の委員の定数は11人とする。
4. 委員会の審議は、議会の閉会中を含め、議会が委員会の設置目的の終了を議決するまで継続
して行うものとする。

令和元年第3回市議会(定例会)付議案件綴(その2)

令和元年5月 発行

編集・発行 堺市議会

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/shigikai/>

堺市行政資料番号
1-B2-19-0057